

3条申請 記入例

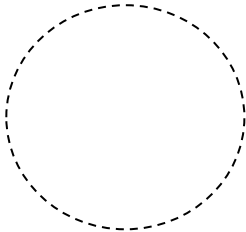
赤字部分をすべて記入してください

農地等の権利移動の許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

南あわじ市農業委員会会長 様

農委受付欄



申請者 南 太郎 (南) 印
譲受人氏名

譲渡人氏名 淡路 花子 (淡) 印

下記のとおり農地・採草放牧地の権利を移転・設定するについて許可を受けたいので、農地法第3条第1項及び農地法施行令第1条の規定により申請します。

記

1 権利の種類 (該当するものを○で囲むこと。)	所有権・永小作権・賃借権・使用貸借権・その他 ()							
2 申請当事者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	区 分	氏 名 (名称及び代表者の氏名)		住 所 (主たる事務所の所在地)		国籍等		認定経営 発展法人 (該当する場合には○)
	ふりがな	みなみ たろう		南あわじ市 市善光寺18-27		日本		
	譲受人	南 太郎						
	ふりがな	あわじ はなこ		南あわじ市 湊90番地1				
	譲渡人	淡路 花子						
3 申請に係る土地の所在、字、地番、地目、面積並びに所有者及び所有権以外の使用収益を目的とする権利の設定を受けている者の氏名又は名称	所 在	南あわじ市 市善光寺 (大字まで記入)						
	字	地番	地目		面積	所有者の氏名又は名称	所有権以外の使用収益を目的とする権利	
			登記簿	現況			権利の種類及び内容	権利者の氏名又は名称
	役所	22番1	田	田	1,250 m ²	淡路 花子	土地に借地権等がある場合に記入 (別途同意書必要) ※解約後(同時)の申請が原則	

1 枚目との契印をお願いします。

日付が決まっていればその日付。(許可予定日＝
総会の日以後で)又は「許可あり次第」等記入

無償の場合は「0 円」「無償」等記入
(10a＝ 1,000 m²≒ 1 反)

4 権利を移転し、又は設定しようとする契約の内容。	権利を移転し又は設定しようとする時期。	権利の移転若しくは設定の価格又は賃借料。	左の10 a 当たりの価額。	備考(賃貸借の期間、その他)。
許可あり次第	年 月 日	187,500 円	150 万 円	

5 譲受人又はその世帯員等が現に所有し、又は所有権以外の使用収益を目的とする権利を有している農地等の利用の状況。 ※譲受人市町にまたがる場合には「合計」欄に市町別の合計面積を括弧書きで記載。	区分	所有地			所有権以外の使用収益を目的とする権利が設定されている土地			備考
		自作地	貸付地	非耕作地	自作地	貸付地	非耕作地	
	田	5,506 m ²	m ²	m ²	2,034 m ²	m ²	m ²	
	畑	2,110			借りている	又貸し等		
	樹園地							
	採草放牧地							
合計	7,616			2,034				

6 譲受人又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械等の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等。	(1) 作付(予定)作物	
	区分	作付(予定)作物
	田	水稻、玉葱
	畑	露地野菜
	樹園地	
	採草放牧地	
(2) 機械等		
機械及び家畜の種類	トラクター 田植機 コンバイン 軽トラ	
所有	確保済 1 1 1	
リース	確保済 1	
確保予定の機械等に係る資金調達計画(自己資金、借入れ等)		
農協から借入れ		
(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況		
権利を取得しようとする者の農業等の経験	35年	
世帯員等以外による労働力	人数 農業経験の状況等	
常時雇用	現在()名 増員予定()名	
臨時雇用	現在(2)名 玉葱の収穫 3から5年の経験者 増員予定()名	

通常はこの2項目のみ記載

原則、農業委員会の農家台帳と同じ面積になるはず。事前に農家台帳を閲覧して、確認してください。(注 参照)

現在の(上記5の自作地合計)面積に、今回取得する農地を加えた、全耕作予定農地について、作付予定、面積を記入してください。(作付内容が多岐の場合は2段書してください。)

現在保有している機械、確保予定の機械等を記入
トラクター、田植機(自走式)、コンバイン、軽トラ、農民生車など
家畜は、牛・豚・鶏等です。

確保予定の場合は、資金計画を記入

農業経験年数を記入。

人を雇う場合に記入

(注)

所有地＝所有権が申請者または世帯員等

所有権以外の・・・＝所有者が世帯員等以外(貸借等をして、耕作している土地)

※「所有権以外の・・・」で「貸付地」になるのは、水田裏作の他、特別の場合のみです。

譲受人(世帯員等)に無断転用等がある場合は許可できません(農地法第3条第2項第1号「すべて効率的耕作」要件)。転用許可・非農地証明等を事前(又は同時)に申請してください。転用許可申請等が翌月以降になる場合には、誓約書(様式任意「A 土地について無断転用となっているが、転用許可申請します」の内容)で対応可能な場合もあります。

但し、転用許可等の見込みがない場合(転用許可要件を満たさず、非農地証明も不可の場合)には、原則として誓約書では対応できません(許可要件を満たすか、農地への復元が必要となります)。

非耕作地がある場合には、別紙で「非耕作地状況」として、「土地の所在」「非耕作の理由」を記載してください。(理由は、「～であることから条件不利地である」「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している。」「～のため〇年間休耕中である」等、詳細に記載してください。)

2枚目との契印をお願いします。

南

炎客

配置の状況	市町	氏名	住所地、拠点となる場所等		
	(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等				
別紙1のとおり					
7 農地所有適格法人の要件に関する事項	該当しない				
8 譲受人又はその世帯員等による耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況	氏名	年齢	譲受人との続柄	職業	年間農作業従事日数
	南 太郎	56	本人	農業	280
	南 みどり	51	妻	農業	280
	南 茂	34	子	会社員兼農業	80
	南 布美枝	28	子の妻	主婦	10
	南 竜馬	30	子(別居)	会社員兼農業	80
計 5 人(専業者 2 人 兼業者 2 人 その他 1 人)					
9 譲受人又はその世帯員等が権利の取得後に行う耕作又は養畜の事業が、周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び講ずる措置	区分	有・無	内容	講ずる措置	
	地域の水利調整等への影響	無	水利費や水路・農道の清掃補修等については、地区の決定に従う		
	地域で慣行的に行われている営農手法への影響	無	農薬や除草剤の使用方法は、地域の防除基準に従う		
	その他	無			
10 法第3条第3項の規定により使用貸借による権利又は貸借権を設定する場合に関する事項	該当しない				
11 国家戦略特別区域法第18条第1項に規定する法人農地取得事業により法人が農地を取得する場合に関する事項	該当しない				
12 その他参考となる事項	取得農地の隣(宅地)に農業用倉庫建設予定です。				
連絡・照会先	電話番号	0799-43-5236	氏名	南 太郎	

所有又は借入農地が複数市町にまたがる場合のみ記載

譲受人等の農地法等の遵守の状況 別紙1の提出が必要です。

世帯員の農業従事状況を記載してください。

- ・ 年齢は申請日時点
- ・ 「農作業常時従事者」(原則150日以上)が必要です。

世帯員以外でも、2親等以内(子・兄弟等)で現に農作業に従事している者は、世帯員等に記入してください。

有・無 地域の水利調整・営農手法等に影響がある場合、内容と対策を記入してください。通常は、「無」になります。

内容 左記を参考に、任意に記入してください。

参考となる事項を任意に記入してください。

記載事項の確認。許可・不許可の案内をしますので、必ず連絡先をご記入ください。

添付書類(原則的なもの。事例によりその他書類が必要な場合もあります。)

1. 登記事項証明書(土地、全部事項)
2. 位置図(1/25,000程度)
3. 見取図(住宅地図程度)
4. 法務局保管の地籍図又は字限図(※周辺土地の地番・地目を記入)
5. 住民票の写し(譲受人:世帯全員、譲渡人:所有者本人)(渡人は省略可:確認項目参照)
6. 農地の賃貸借契約書(法第3条第3項の場合≡一般法人などの場合のみ)
7. 現況写真
8. 担当農業委員確認票(農地の所在する地区の担当委員1名)

法務局

インターネット等の地図で可

農地が特定できること

法務局

「3.見取図」等に撮影場所、方向を記載することが望ましい

別紙 1（農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等）

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 3 条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第 4 条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第 5 条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第 42 条（措置命令）	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第 15 条の 2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第 15 条の 3（監督処分）	有 ・ 無

(3) 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
育成権者又は専用利用権の侵害（第 20 条及び第 25 条参照）	有 ・ 無

(4) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1 で「有」の場合

違反の時期	内容
令和〇年〇月	市善光寺〇〇番〇の所有農地を許可を受けることなく造成し、露天駐車場に転用した。

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

(記載要領)

- 1 この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。
- 2 1 の（1）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 3 1 の（1）②及び③については、農地法第 51 条第 1 項第 2 号から第 4 号に該当する者も含めて記載してください。
- 4 1 の（1）及び 3 については、許可申請日から起算して過去 3 か年分の状況等を記載してください。なお、1 の（1）については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 5 1 の（2）、（3）及び（4）については、許可申請日現在の状況を記載してください。

(確認項目等)

項 目		チェック内容
申請書	申請日付	書類の提出日（提出時に忘れず記入）
	申請者氏名・捺印・契印	認印でかまいません。契印も必要
	代理人氏名	代理人申請（行政書士等）の場合のみ
	権利の種類	該当するものを○で囲んでください。
	住所、氏名、（職業）	申請者と同じ氏名。（できれば、備考欄に職業）
	土地の所在、地番、地目、面積	登記簿と合致すること
	権利の移転設定時期	許可予定日以降であること。
	価 格	無償の場合は0円、備考に「贈与」
	譲受の目的・営農計画の内容	すべての農地を耕作すること
	譲受人の世帯員	耕作に必要な人員の確保（常時従事）
	譲受人の所有する農機具の状況	耕作に必要な農機具の確保
	地域の水利調整への支障及びその措置	措置必要なら、その内容記載
	地域で慣行的に行われている営農手法への支障及びその措置の内容	影響等があればその内容記載
	連絡・照会先	許可等の案内をします。必ず記入
営農計画書	添付が望ましい。	様式指定なし。 <u>作付予定などを記載してください。</u>
委任状	行政書士が申請する場合。	代理人申請（行政書士等）の場合のみ
住民票の写し （3ヶ月以内）	譲受人：世帯員全員	原則、申請書3枚目の世帯員と一致すること。
	譲渡人：所有者本人	原則添付、登記簿と同住所で省略可能 （登記から現住所までの異動が確認できること）
全部事項証明書 （土地）	発行日（3ヶ月以内）	土地の表記が、申請書の記載と合致すること。
	所有権の確認	抵当権は付いていてもかまいません。
位置図・見取図	申請地明示	住宅地図などで、どの筆か判るようにしてください。
	位置図（1/25,000 程度）	大雑把な図面で、だいたいの位置を表示してください。
字限図・地籍図	号図、方位、転写場所、転写日、転写人	通常、印刷されています。
写真	申請地の現況写真 農地かどうか	重要 農地であることが確認できること。
小作確認	小作地かどうか。 その場合 6ヶ月以内同意書	残存小作（戦前からの小作）等で所有者が失念している場合あり。よくご確認ください。
耕作証明書	<u>市外の人が権利を取得する場合</u>	筆毎面積・現況等が判る証明書（区域の農業委員会発行）
全部耕作の確認	農地台帳・その他資料より確認	譲受人（世帯員等）の無断転用・耕作放棄等の有無
通作距離	原則、道なりで 15km 以内	遠距離の場合は道程図面添付 一団で3反以上の農地であれば例外もあります。
新規就農者	意欲、能力、農機具の装備状況	具体的な状況を確認します。
農業委員調査確認票	農地の所在する地区の担当委員	住居ではなく、農地の所在する地区の農業委員です。

- ・ 上記は事務局での確認用の一覧です。項目を満たせば必ず許可されるというものではありません。
- ・ 「記入例」「確認項目」は、作成日時点のものです。法改正や運用基準の変更等により、記載内容が不適切となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

H23.7.27 時点 南あわじ市農業委員会事務局作成。

H24、H30、R1、R5、R7 一部改正